

建設



黒島橋



黒島海浜公園ローラースライダー

1 都 市 計 画

都市計画法が昭和8年に町にも適用できるようになり、同年12月9日新居浜町に都市計画法が適用された。

その後昭和10年5月4日に新居浜都市計画区域として、新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村を指定し、昭和27年3月31日に垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を都市計画区域に追加した。

そのうち、用途地域は昭和15年4月4日に（昭和26年5月23日変更、昭和37年3月7日変更）、準防火地域は昭和26年5月23日に、都市計画臨港地区は昭和40年3月24日に（平成19年2月20日変更）、それぞれ決定している。

新しい都市計画法が昭和44年6月14日に施行され、最も重要な都市計画として無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域（線引き）を定めることになり、昭和48年12月28日に東予広域都市計画区域（新居浜市、西条市、東予市、小松町及び丹原町の旧3市2町）の指定と同時に市街化区域及び市街化調整区域を決定し、用途地域についても昭和49年1月18日に従来の4地域から8地域に指定替えを行った。

昭和62年5月26日には第1回目の線引きの変更を行い、同時に用途地域も変更した。その後、都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日施行）により、用途地域の種類が8種類から12種類になったことに伴い、平成8年5月31日に新用途地域に指定替えを行った。

平成13年7月13日には第2回目の線引きの変更を行ったが、同年から施行された改正都市計画法で線引きが選択制になったことに伴い、平成16年5月14日に線引きを廃止し、旧市街化調整区域における良好な居住環境の形成・保全を図るため特定用途制限地域を指定した。

その後、地域の実情に応じた計画的な土地利用を誘導していくため、用途地域と特定用途制限地域について適時見直しを行い、都市計画の変更を決定している。

都市計画区域については、近年の市町村合併の進展等をふまえ新居浜市と西条市を別々の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、平成21年1月13日に東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域に変更するとともに、合わせて関連する都市計画の名称を変更した。

市の都市計画に関する基本的な方針を示した「新居浜市都市計画マスタープラン」は、平成13年6月に策定後、平成28年3月に見直しを行い、激甚化・頻発化していく自然災害に対応する「国土強靱化地域計画」や上位計画である「第六次長期総合計画」等と整合を図り、社会経済情勢に対応した新たなまちづくりを推進するため令和3年3月に策定した。また、持続可能な都市構造を目指し、人口減少に対応したコンパクトシティの実現と近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、新たに防災指針を定めた「新居浜市立地適正化計画」を令和7年3月に改定・公表した。

都市計画道路は昭和14年5月5日に（昭和29年12月21日全面変更）決定され、昭和60年8月20日に全路線の見直し及び国道11号バイパスを含めた4路線の追加を行った。その後、社会経済情勢の変化を踏まえ目指すべき都市構造に対応していくために、全路線の再検証を行い、令和5年3月3日に新たな道路網の形成となる見直しを行った。

公園は、滝の宮公園（昭和27年3月31日決定）を最初に、神郷公園（平成24年12月21日決定）まで各種公園を逐次決定している。

下水道は昭和35年8月25日に当初決定し、これまで数次にわたり排水区域を拡張してきた。その後は整備の進捗や社会情勢をふまえ、令和6年2月20日に変更し、排水区域を全体で2,576haとした。

その他の都市施設については、墓園、駐車場、ごみ焼却場、火葬場及び一団地の官公庁施設を決定している。

(1) 都市計画区域 (R 8. 4. 1 現在)

名 称	面 積 (ha)
新居浜都市計画区域	10,004.3

(2) 地域地区

ア 用途地域

名 称	面 積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	約 53	40	60
	約 271	50	80
第一種中高層住居専用地域	約 345	60	200
第一種住居地域	約 517	60	200
第二種住居地域	約 97	60	200
準住居地域	約 82	60	200
近隣商業地域	約 71	80	200
商業地域	約 201	80	400
準工業地域	約 79	60	200
工業地域	約 107	60	200
工業専用地域	約 713	60	200
計	約 2,537	—	—

イ 特定用途制限地域

名 称	面 積 (ha)
市街地周辺地区	約 803
幹線道路沿道地区	約 147
田園居住地区	約 6,371
産業居住地区	約 140
計	約 7,461

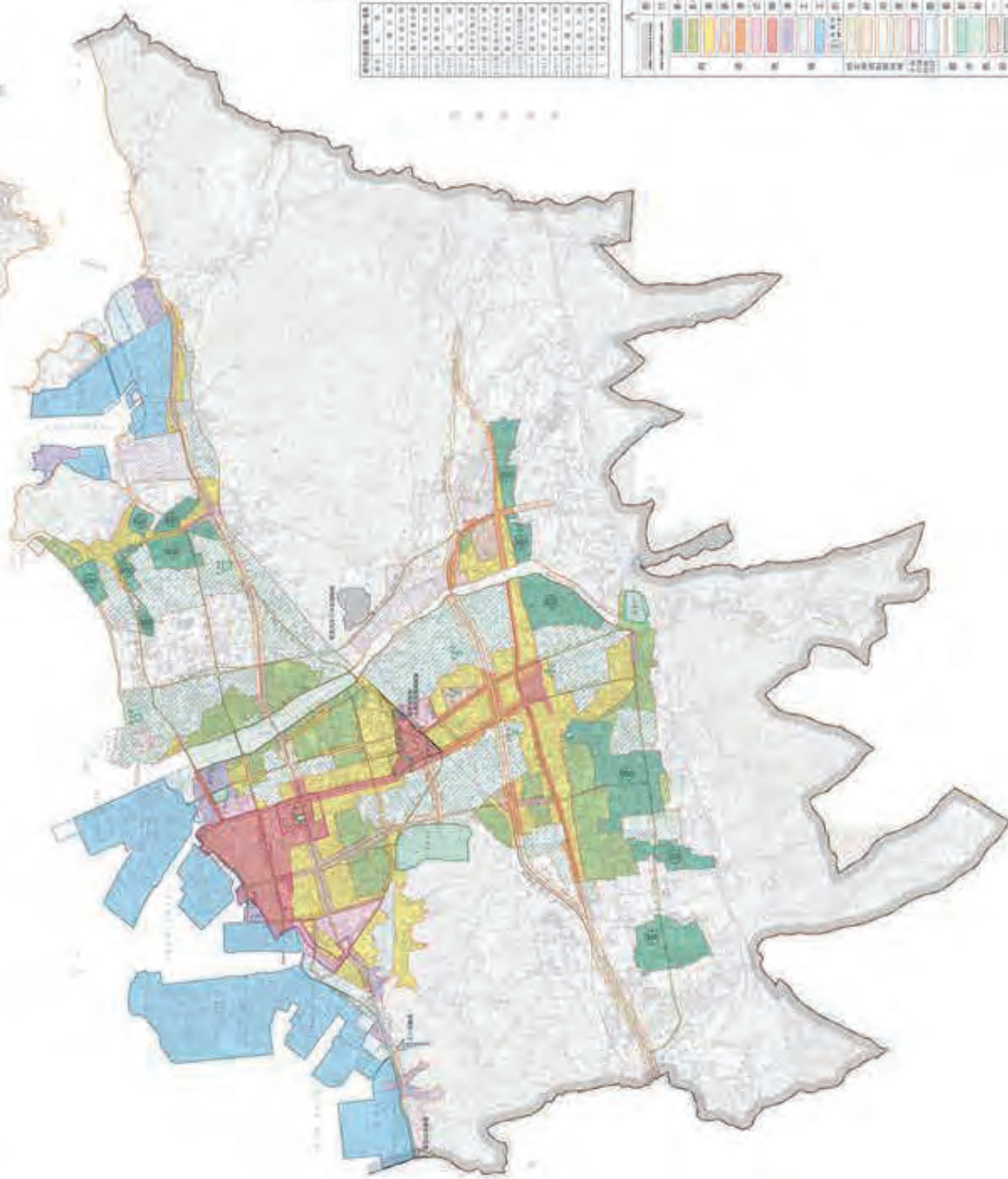
ウ 準防火地域

名 称	面 積 (ha)
準防火地域	114

エ 臨港地区

名 称	面 積 (ha)
新居浜臨港地区	412.3
東予臨港地区	275.9
計	688.2

新居浜市都市計画図



種別	面積(㎡)	面積(ヘクタール)
第一種市街地	1,234,567	123.4567
第二種市街地	2,345,678	234.5678
第三種市街地	3,456,789	345.6789
第四種市街地	4,567,890	456.7890
第五種市街地	5,678,901	567.8901
第六種市街地	6,789,012	678.9012
第七種市街地	7,890,123	789.0123
第八種市街地	8,901,234	890.1234
第九種市街地	9,012,345	901.2345
第十種市街地	10,123,456	1,012.3456
第一種市街地	11,234,567	1,123.4567
第二種市街地	12,345,678	1,234.5678
第三種市街地	13,456,789	1,345.6789
第四種市街地	14,567,890	1,456.7890
第五種市街地	15,678,901	1,567.8901
第六種市街地	16,789,012	1,678.9012
第七種市街地	17,890,123	1,789.0123
第八種市街地	18,901,234	1,890.1234
第九種市街地	19,012,345	1,901.2345
第十種市街地	20,123,456	2,012.3456

種別	面積(㎡)	面積(ヘクタール)
第一種市街地	21,234,567	2,123.4567
第二種市街地	22,345,678	2,234.5678
第三種市街地	23,456,789	2,345.6789
第四種市街地	24,567,890	2,456.7890
第五種市街地	25,678,901	2,567.8901
第六種市街地	26,789,012	2,678.9012
第七種市街地	27,890,123	2,789.0123
第八種市街地	28,901,234	2,890.1234
第九種市街地	29,012,345	2,901.2345
第十種市街地	30,123,456	3,012.3456
第一種市街地	31,234,567	3,123.4567
第二種市街地	32,345,678	3,234.5678
第三種市街地	33,456,789	3,345.6789
第四種市街地	34,567,890	3,456.7890
第五種市街地	35,678,901	3,567.8901
第六種市街地	36,789,012	3,678.9012
第七種市街地	37,890,123	3,789.0123
第八種市街地	38,901,234	3,890.1234
第九種市街地	39,012,345	3,901.2345
第十種市街地	40,123,456	4,012.3456

1980.1.1現在
 新居浜市都市計画部
 新居浜市都市計画課

(3) 都市施設

ア 街 路

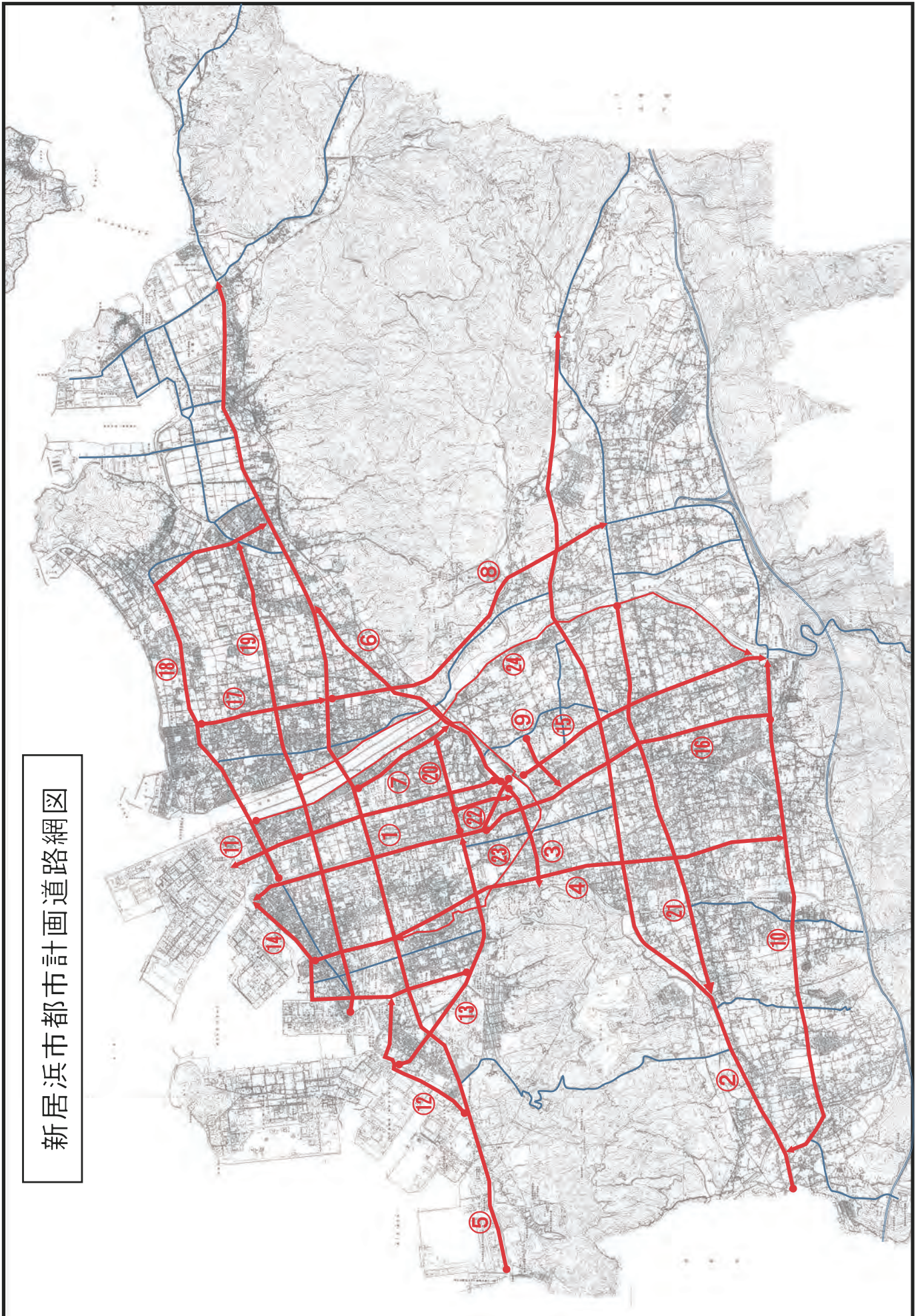
(R8.4.1 現在)

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
1	新居浜駅港町線	坂井町二丁目	港町	32.0	3,220	3,220	100	
		(起点に7,100㎡の交通広場)		27.0	620	620	100	県 施 行
				32.0	2,210	2,210	100	〃
				18～25	390	390	100	市 施 行
2	新居浜バイパス線	大生院字広坪	船木字下長野	30	9,840	8,395	85.3	
	(国道11号バイパス)			30	2,530	2,530	100	国 施 行
				35	1,590	1,590	100	〃
				40	2,380	2,380	100	〃
				24.25	2,340	895	38.2	〃
		高架部		47	880	880	100	〃
		橋梁幅員 (国領川橋)		27	120	120	100	〃
3	駅前滝の宮線	坂井町二丁目	滝の宮町	20	1,150	1,150	100	
				20	310	310	100	市施行(区画)
				20	840	840	100	市 施 行
4	西町中村線	西町	中村四丁目	20	5,320	3,582	67.3	
				18	1,910	1,420	74.3	県 施 行
				20	1,925	1,692	87.9	〃
		鉄道交差部		15.5～ 25.5	300	300	100	〃
				20	1,185	170	14.3	市 施 行
5	磯浦阿島線	磯浦町	阿島二丁目	20	11,400	11,400	100	
				20	5,630	5,630	100	県 施 行
				29	1,820	1,820	100	〃
				22	3,690	3,690	100	〃
		橋梁幅員 (平行橋)		22	260	260	100	〃
6	駅前郷線	坂井町二丁目	郷二丁目	16	2,890	2,890	100	
				16	2,610	2,610	100	県 施 行
				20	120	120	100	〃
		橋梁幅員 (城下橋)		12	160	160	100	〃

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
7	平形庄内線	平形町	庄内町六丁目	16	1,270	786	61.9	市 施 行
8	郷松の端線	郷一丁目	船木字松の端	16	3,700	2,960	80.0	
		鉄道交差部		16 13.8~ 27.8	3,370 330	2,630 330	78.0 100	県 施 行 "
9	坂井松木線	坂井町三丁目	松木町	16	720	330	45.8	市 施 行
10	上部東西線	西連寺町二丁目	大生院字岸影	16	4,970	4,301	86.5	市 施 行
11	新居浜駅菊本線	坂井町二丁目	菊本町一丁目	15	2,910	2,600	89.3	市 施 行
12	磯浦新田線	磯浦町	新田町一丁目	12	1,750	1,750	100	
				12 15~17	1,550 200	1,550 200	100 100	市 施 行 "
13	新田高木線	新田町三丁目	高木町	15	2,850	2,340	82.1	
				18 15 18	510 1,710 630	— 1,710 630	— 100 100	市 施 行 " "
14	河内町港町線	河内町	港町	15	3,040	2,680	88.2	
				16 15 18	900 1,280 860	900 920 860	100 71.9 100	市 施 行 " "
15	駅南中筋線	坂井町三丁目	中筋町一丁目	11	2,900	2,900	100	市 施 行
		(起点に 3,200m ² の交通広場)						
16	高木中筋線	高木町	中筋町一丁目	11	3,970	2,550	64.2	
				20 20.0~ 22.2 11	1,620 310 2,040	1,620 310 620	100 100 30.4	県 施 行 " "
17	宇高西筋線	宇高町三丁目	宇高町一丁目	16	1,400	546	39.0	
				16 16	565 835	37 509	6.5 61.0	県 施 行 市 施 行
18	港町松神子線	港町	松神子二丁目	11	4,980	3,190	64.1	
		橋梁幅員（新高橋）		11 9 16	2,880 310 1,790	2,880 310 —	100 100 —	県 施 行 " "

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
19	西原松神子線	西原町三丁目	松神子一丁目	15	5,300	5	0.1	
		橋梁幅員（敷島橋）		15	3,170	1	0.0	県 施 行
				14	320	—	—	
				11	1,810	4	0.2	県 施 行
20	高木庄内線	高木町	庄内町三丁目	11	1,090	—	—	市 施 行
21	上泉萩生線	上泉町	萩生字岸の下	11	4,490	—	—	国 施 行
22	庄内坂井線	庄内町五丁目	坂井町二丁目	13	670	376	56.1	市 施 行
	幹 線 街 路 計				79,830	57,283	71.8	
23	中央環状線	東雲町一丁目	一宮町二丁目	2.0	5,910	3,711	62.8	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	1,850	1,850	100	市 施 行
				2.0	2,280	160	7.0	”
				6.8	510	431	84.5	”
				14.0	1,270	1,270	100	”
24	新須賀山根線	新須賀町四丁目	北内町四丁目	3.5	6,480	1,737	26.8	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	5,210	1,737	33.3	市 施 行
				4.7	1,270	—	—	”
	特 殊 街 路 計				12,390	5,448	44.0	
	合 計				92,220	63,399	68.7	

新居浜市都市計画道路網図



イ 公園・緑地

(ア) 都市公園

都市計画公園

(R 8. 4. 1 現在)

種 類	種 別	公 園 名	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区	土 橋 公 園	土橋二丁目	0.63	0.63
		”	喜 光 地 公 園	喜光地町二丁目	0.17	0.17
		”	瀬 戸 公 園	瀬戸町	0.20	0.20
		”	中 須 賀 公 園	中須賀町二丁目	0.19	0.19
		”	新 須 賀 公 園	新須賀町四丁目	0.16	0.18
		”	寿 公 園	寿町	0.28	0.28
		”	船 木 公 園	船木字国領	0.27	0.27
		”	西 喜 光 地 公 園	西喜光地町	0.21	0.21
		”	駅 前 西 公 園	坂井町一丁目	0.15	0.15
		”	駅 前 中 央 公 園	坂井町二丁目	0.14	0.14
		”	駅 前 南 公 園	坂井町一丁目	0.11	0.11
		”	正光寺山古墳公園	坂井町二丁目	0.41	0.41
			計 12 力 所		2.92	2.94
		近 隣	新 居 浜 公 園	新須賀町三丁目	2.70	2.70
		”	中 央 公 園	繁本町	0.50	0.54
		”	松 の 木 公 園	松の木町	0.70	0.67
		”	神 郷 公 園	田の上一丁目	1.10	1.10
			計 4 力 所		5.00	5.01
	都市基 幹公園	総 合	山 根 公 園	角野新田町三丁目	10.10	10.10
			計 1 力 所		10.10	10.10
特殊公園	風 致	滝 の 宮 公 園	滝の宮町	51.70	41.79	
都 市 緑 地		国 領 川 緑 地	新高橋～城下橋 国領川河川敷	65.50	36.05	
計		19 力 所		135.22	95.89	

その他の都市公園

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	種 別	位 置	面 積 (ha)	開設面積 (ha)
中 萩 き ら き ら 公 園	近 隣	本郷三丁目	1.07	1.07
池 田 池 公 園	風 致	船木字上原	22.14	22.14
黒 島 海 浜 公 園	"	黒島二丁目	12.55	12.55
ふ れ あ い 広 場	広 場	港町	0.47	0.47
憩 い の 森	"	泉池町	0.14	0.14
黒 島 工 業 団 地 緑 地	都市緑地	黒島・多喜浜	3.37	3.37
東 浜 公 園	街 区	阿島一丁目	0.96	0.96
三 喜 浜 公 園	"	"	0.26	0.26
渦 井 な か よ し 公 園	"	大生院	0.19	0.19
岡 城 館 歴 史 公 園	歴 史	楠崎一丁目	0.60	0.60
	計	10力所	41.75	41.75

都市公園合計

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	箇所数	都市計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
都 市 公 園 合 計	29	135.22	137.64

国領川緑地

Kokuryou River Park



施設概要表

種 別	箇所数	種 別	箇所数
ト イ レ	13 箇所	グラウンドゴルフ場	1 面
多 目 的 ト イ レ	3 箇所	テ ニ ス コ ー ト	19 面
ソ フ ト ボ ー ル 場	11 面	多 目 的 広 場	12 箇所
陸 上 競 技 場	1 箇所	プ ー ル	1 箇所
サ ッ カ ー 場	7 面	体 育 館	1 箇所
少 年 野 球 場	4 面	駐 車 場	4 箇所

ウ 公営駐車場

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	位 置	駐車できる自動車の種類	面積 (㎡)	収容台数 (台)
新 居 浜 駅 前 駐 車 場	坂井町二丁目 1396番地	普通自動車（積載物を含め長さ 5メートル以下のものに限る）	1,413	40
新 居 浜 駅 南 駐 車 場	坂井町三丁目甲 3456番 1	”	2,531	84
新居浜駅南口広場駐車場	坂井町三丁目甲 3461番 4	”	728	20

使用料及び実績

区 分				使 用 料 (円)	令和 7 年度実績	
					台数 (台)	金額 (円)
定 期 駐 車 以外の駐車	新 居 浜 駅 前 駐 車 場	1 回	30分以内	1 台につき 0	110,205	6,228,300
			30分を超え30分ごと ※24時間最大料金 2,100円	1 台につき 100		
	新 居 浜 駅 南 駐 車 場	1 回	3 時間以内	1 台につき 0	19,810	8,917,100
			3 時間を超え 1 時間ごと ※24時間最大料金 600円	1 台につき 100		
	新居浜駅南口広場駐車場	1 回	3 時間以内	1 台につき 0	6,249	3,994,400
			3 時間を超え 1 時間ごと ※24時間最大料金 600円	1 台につき 100		

(注) 平成 29 年 8 月から駐車料金改定

エ 公営駐輪場

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	位 置	駐輪できる自転車等の種類	面積 (㎡)	収容台数(台)	
				自転車	バイク
新 居 浜 駅 前 駐 輪 場	坂井町二丁目3番55号	自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車	1,590	888	30
新居浜駅南口広場駐輪場	坂井町三丁目甲3458番1		240	121	18

使用料及び実績

1) 新居浜駅前駐輪場

区 分		使 用 料 (円)			令和7年度実績	
		自転車		バイク	台数 (台)	金額 (円)
		屋内式	開放式			
定 期 駐 車	1 月	1,000	900	1,500	(自転車) 1,046	8,606,800
	3 月	2,700	2,400	4,000		
	6 月	5,200	4,600	7,800	(バイク) 47	
	12月	10,000	9,000	15,000		
定 期 駐 車 以外の駐 車	基本料金 (2 時間以内)	0		0	(自転車) 6,857	1,615,300
	超過料金 (1 日 1 回 2 時間を超える場合)	100		200	(バイク) 1,350	

2) 新居浜駅南口広場駐輪場

区 分		使 用 料 (円)		令和7年度実績	
		自転車(開放式)	バイク	台数 (台)	金額 (円)
定 期 駐 車	1 月	900	1,500	(自転車) 202	944,200
	3 月	2,400	4,000		
	6 月	4,600	7,800	(バイク) 26	
	12月	9,000	15,000		
定 期 駐 車 以外の駐 車	基本料金 (2 時間以内)	0	0	(自転車・ バイク)	882,100
	超過料金 (1 日 1 回 2 時間を超える場合)	100	200	4,289	

(4) 緑化推進

潤いのあるアメニティ・タウンを目指し、自然と調和のとれた緑と花と彫刻のある郷土づくりを市民とともに推進している。

令和7年度実績

・花いっぱい運動の推進

池田池公園、中央公園など市内の公園等に、四季折々の花を植え、潤いのあるまちづくりを推進した。

ポケットパーク

年 度	名 称	位 置	面 積 (㎡)
63	ポケットパーク (犬の見た夢)	一宮町一丁目5番	142
元	ポケットパーク (リズム&ハーモニー)	高木町9番	32
元	ポケットパーク (女の子二人)	西喜光地町9番	153
2	ポケットパーク (自然の恵みに)	江口町4番	168
2	ポケットパーク (SWE L L)	阿島二丁目17番	224
3	ポケットパーク (陽の中で)	寿町5番	153
3	ポケットパーク (萌いずる)	松神子二丁目2番	57
3	ポケットパーク (夢はるか)	繁本町2番	5
4	ポケットパーク (慧眼)	神郷一丁目1番	80
4	ポケットパーク (青春譜)	泉池町9番	44
5	ポケットパーク (風)	東田二丁目	61
5	ポケットパーク (長衣の女)	西連寺二丁目3番	92
9	ポケットパーク (学習の木)	王子町3番・4番	1,482
17	旧泉川町役場跡緑地	松原町11番	159
22	駅前1号緑地	坂井町一丁目8番	754
21	駅前2号緑地	庄内町六丁目12番	934
21	駅前3号緑地	坂井町二丁目9番	116
23	駅前5号緑地	坂井町二丁目3番	450
21	駅前6号緑地	庄内町六丁目11番	275
23	駅前7号緑地	庄内町四丁目7番	1,005
22	駅前8号緑地	坂井町一丁目1番	95
22	駅前1号ポケットパーク	庄内町四丁目7番	182
22	駅前2号ポケットパーク	坂井町一丁目1番	74

※その他 平成8年度愛媛県において王子町にポケットパーク(面積1,482㎡)が開設されたことに伴い、平成9年度生涯学習都市宣言を受けて「学習の木」のモニュメントを市において設置した。

(5) 開発許可

ア 都市計画法関係年度別処理件数

年度 \ 区分	第 29 条 開発行為許可申請	市規則第 4 条 開発行為工事着手届	第 36 条 開発行為工事完了届	第 37 条 開発行為建築承認
令和 3	19	14	18	1
4	14	18	20	0
5	13	12	14	0
6	11	13	11	0
7	11	10	9	0

イ 国土利用計画法届出件数

年度 \ 区分	国土法届出件数	遊休土地調査件数
令和 3	13	0
4	17	0
5	10	0
6	4	0
7	6	0

(6) 駅周辺整備事業

新居浜駅前土地区画整理事業による工事概成後、新居浜駅周辺の交通結節点機能の向上、駅利用の利便性・安全性・快適性の向上を図り、新都市拠点として駅南を含めた一体的かつ総合的なまちづくりを目指すため、駅周辺の公共施設等の整備について、市民の代表等で構成する「新居浜駅前広場等整備検討

委員会」による基本設計や景観デザインなどを検討した提言書を基本に整備を行った。

自由通路、駐車場、駐輪場、広場等を段階的に整備し、平成27年度に完成した。

また、新居浜駅前を新居浜らしい賑わいと出会いの場づくりに寄与するため、全国公募でモニュメントを設置している。

施設名	概要	備考
新居浜駅南北自由通路（出逢いロード）	橋長 68.6m、有効幅員 6m 公衆トイレ及び展望デッキを併設	平成26年2月1日供用
新居浜駅前駐車場	駐車台数 40台	平成24年12月28日供用
新居浜駅前駐輪場	自転車 888台、バイク 30台	平成25年3月18日供用
新居浜駅南駐車場	駐車台数 84台	平成26年12月1日供用
新居浜駅南口広場駐車場	駐車台数 20台	平成27年6月24日供用
新居浜駅南口広場駐輪場	自転車 121台、バイク 18台	平成27年6月24日供用
駅前人の広場	整備面積 2,550㎡	平成27年7月完成
南口広場	整備面積 2,600㎡ (駐車場、駐輪場を含む)	平成27年6月完成
駅前モニュメント		
駅前交通広場	1基【全てはここから、そして未来へ“歓喜抗”】	平成25年2月完成
シンボルロード	6基【空の支柱】【あかがねの樹】【あかがねのまち】【あかがねの風にのって】【永遠】【Natural Posture『芽生え』】	平成26年5月完成
人の広場	1基【歓迎の門】	平成27年1月完成

2 区 画 整 理

(1) 新居浜駅前土地区画整理事業

新居浜駅周辺地区は、新都市拠点と位置付け、にぎわいの創出、都市基盤の形成、居住環境の改善等を目的としている。

その第1段階として、新居浜駅前地区において、土地区画整理事業を実施することとし、平成元年度に「情報と文化にあふれたにぎわいのあるまちづくり」をテーマに基本構想を作成、平成3年度には、より具体的な基本計画案を作成した。

その後、地元の代表からなる「まちづくり協議会」の意見を取り入れ基本計画を見直すなど、時間をかけて合意形成を図り、平成9年8月に都市計画決定、平成10年4月に事業計画の決定公告を行い、当市はじめての土地区画整理事業に着手する運びとなった。

平成14年9月の仮換地指定後、約8年半をかけ建物移転を行いながら区画整理工事を進め、平成23年5月に工事が概成した。その後、換地計画を策定し、平成24年7月換地処分、平成24年9月区画整理登記完了、平成29年度には、清算事務が完了し、事業が完了した。

事業概要

1 事業名称	新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業
2 施行者	新居浜市
3 施行地区	坂井町、庄内町の各一部
4 施行面積	27.8ヘクタール
5 事業施行期間	平成10年度～平成29年度

事業経緯

平成元年度	基本構想作成
平成3年度	基本計画案作成
平成9年8月19日	都市計画決定
平成10年4月23日	事業計画公告(事業開始)
平成14年9月6日	仮換地指定開始
11月27日	区画整理工事着手
平成23年5月24日	工事概成
平成24年3月28日	換地計画認可
7月20日	換地処分公告
9月26日	土地区画整理登記完了
12月17日	国土調査法第19条第5項の指定
平成29年度	清算金処理完了



3 道 路

(1) 市域内道路

(R7.4.1 現在)

種 別		舗装実延長 (m)	砂利道実延長 (m)	実延長計 (m)	実延長舗装率 (%)	道路部面積 (㎡)
国 道		17,213	0	17,213	100.0	388,171
県 道	主 要 地 方 道	59,216	1,407	60,624	97.7	748,177
	一 般 県 道	28,022	4,199	32,221	87.0	348,841
市 道		430,860	65,405	496,265	86.8	2,864,193

注：愛媛の道路(資料編)より

(2) 市 道

ア 市道の現況

(R7.4.1 現在)

種 別	路 面 別 内 訳						合 計 (実延長) (m)	舗 装 延 長 率 (%)	路 線 数
	砂利道 (m)	舗 装 道							
		セメント系 (m)	ア ス フ ァ ル ト 系			計 (m)			
			高級 (m)	簡易 (m)	防塵 (m)				
一 級 市 道	1,798	534	27,370	38,109	0	66,013	67,811	97.3	56
二 級 市 道	3,363	2,980	2,880	25,266	0	31,126	34,489	90.2	32
小 計	5,161	3,514	30,250	63,375	0	97,139	102,300	95.0	88
その他の市道	60,244	8,497	26,478	298,746	0	333,721	393,965	84.7	1,052
計	65,405	12,011	56,728	362,121	0	430,860	496,265	86.8	1,140

注：愛媛の道路(資料編)より

イ 新居浜市道路認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市が道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道として路線認定する道路について、必要な基準等を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 市道の路線に認定する道路は、一般公共の用に供する道路で次の各号いずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、この限りではない。

- (1) 道路の起終点がともに国道、県道又は市道のいずれかに接続している通り抜け道路
- (2) 起点が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路

(3) 起終点の一方が国道、県道又は市道のいずれかに接続し、他方が公共施設等に接続している道路

(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)その他の法令により築造され、起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続しており、認定に関し道路管理者と協議済みの道路

(5) 市の道路事業で施工する道路

(6) 国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要がある道路

(認定の条件)

第3条 市道の路線に認定する道路は、次の各号すべてに該当しなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、

この限りではない。

- (1) 道路の幅員が、4メートル以上あること。
 - (2) 道路の路面と構造物が良好に整備され、民地との境界が明確であり、維持管理に支障がないこと。
 - (3) 道路敷地に公共施設を除いた占用物件がないこと。
 - (4) 側溝等の排水施設が完備されていること。
 - (5) 道路の敷地及び構造物を無償譲渡できること。(敷地については、所有者において分筆する。)
 - (6) 道路の敷地には、担保物権、用益物権その他の権利等維持管理の支障となる制限、負担等がないこと。
- (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
(新居浜市道路管理要綱の廃止)
- 2 新居浜市道路管理要綱(昭和49年制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
(新居浜市道路管理要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 廃止前の旧要綱により制定された市道は、新居浜市道路認定要綱第2条及び第3条の規定により認定されたものとみなす。

(3) 市域内橋梁

(R7.4.1 現在)

種 別	総 数		永 久 橋		非 永 久 橋	
	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)
国 道	28	559	28	559	0	0
県 道	81	2,397	81	2,397	0	0
市 道	337	4,171	337	4,171	0	0
総 数	446	7,127	446	7,127	0	0

注：愛媛の道路(資料編)より

独立専用自歩道橋を除く

(4) 道路占用料

占 用 物 件			単 位	占 用 料 (円)	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	電 柱		1本につき1年	1,000	
	電 話 柱			930	
	その他の柱類			72	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつ き1年	10	
	地下に設ける電線その他の線類			5	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メー トルにつき1年	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600	
	広 告 塔		表示面積1平方メー トルにつき1年	4,400	
	その他のもの		占用面積1平方メー トルにつき1年	1,400	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつ き1年	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480	
	外径が1メートル以上のもの			950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メー トルにつき1年	1,400	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地 下 街 及 び 地 下 室	階 数 が 1 の も の		近傍類似の土地の 時価(以下「A」と いう。)に0.003を 乗じて得た額	
		階 数 が 2 の も の		Aに0.005を乗じ て得た額	
		階 数 が 3 以 上 の も の		Aに0.006を乗じ て得た額	
	上空に設ける通路				2,900
	地下に設ける通路				1,500
	その他のもの				1,400
	法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メー トルにつき1日	44
その他のもの		占用面積1平方メー トルにつき1月	440		
道路法施行令 (昭和27年政令 第479号。以下 「令」という。)第 7条第1号に掲 げる物件	看 板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トルにつき1月	440	
		その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1年	4,400	
	標 識		1本につき1年	1,100	
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	1本につき1日	44	
		その他のもの	1本につき1月	440	
	幕 (令第7条第4号に掲 げる工事用施設であるもの を除く。)	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	その面積1平方メー トルにつき1日	44	
		その他のもの	その面積1平方メー トルにつき1月	440	
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	
		その他のもの		2,200	

占 用 物 件		単 位	占 用 料 (円)
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	440
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号イに規定する道路の上空に設ける同号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			

(5) 道路占用料徴収実績

(令和7年度)

占 用 物 件		単 位	金 額 (円)
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、電話柱等	1本につき1年	5,027,520
	上空及び地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6,188,380
	公衆電話所・広告塔・郵便差出箱その他のもの	1個につき1年・占用面積1平方メートルにつき1年	489,180
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	15,502,560
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		284,190
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		826,050
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		3,663,580
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		5,324,160
	外径が1メートル以上のもの		91,200
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	45,320
その他			212,000
合 計			37,654,140

(6) 安全施設の整備

安全で円滑な交通環境を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設の整備を図るほか、道路パトロールによる常時巡回と補修を実施。

安全施設の設置状況

区分 \ 年度		令和3	4	5	6	7
カーブミラー	カ所	33	22	24	10	10
ガードレール ガードパイプ	m	265	167	319	0	112

4 建 築

(1) 建築確認

ア 建築確認申請用途別受理件数

(単位：件)

年度 \ 区分	住 宅	貸 家	店 舗	店 住	工 場	事務所	その他	計
令和3	445	61	13	12	47	11	53	642
4	458	51	8	4	43	18	72	654
5	359	24	11	4	42	22	38	500
6	339	20	20	3	36	12	45	475
7	350	8	5	5	21	12	29	430

イ 建築物確認・許可状況

(単位：件)

区 分 \ 年 度		令和3	4	5	6	7
確認申請受付	総 数	642	654	500	475	438
	(旧)1～3号建物確認申請	93	98	56	54	—
	(旧)4号建物確認申請	533	533	429	404	—
	建築物確認申請	—	—	—	—	430
	工作物確認申請	7	11	10	11	3
	建築設備	9	12	5	6	5
確認		610	601	498	466	400
検査済証交付		536	581	480	403	384
計画通知受付		10	8	9	5	5
適合通知		10	8	9	4	5
計画通知検査済証交付		14	4	6	7	5
許可申請		7	10	11	8	2
許可		7	10	11	8	2

注：(旧)1～3号建物、4号建物とは、建築基準法第6条第1項に規定する建物をいう。

ウ 違反建築件数

(単位：件)

区分 \ 年度	令和3	4	5	6	7
違反	2	2	2	2	2
是正完了	0	0	0	0	0
是正指導中	2	2	2	2	2
是正命令	0	0	0	0	0

5 市 営 住 宅

(1) 公営住宅

(R8.4.1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
治 良 丸 西	昭和35	木 造 平 家	14	新居浜市萩生2613番地
治 良 丸 西	36	木 造 平 家	8	新居浜市萩生2613番地
篠 場	36	木 造 平 家	32	新居浜市篠場町6番、7番
篠 場	36	簡 耐 平 家	22	新居浜市篠場町7番
篠 場	37	木 造 平 家	29	新居浜市篠場町6番、9番
篠 場	37	簡 耐 平 家	27	新居浜市篠場町9番
篠 場	38	簡 耐 平 家	4	新居浜市篠場町7番
大 生 院	38	木 造 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
篠 場	38	木 造 平 家	2	新居浜市篠場町8番
大 生 院	38	木 造 平 家	18	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	38	簡 耐 平 家	20	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 平 家	40	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	40	簡 耐 平 家	35	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	40	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	41	簡 耐 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	41	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	42	簡 耐 平 家	9	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	42	簡 耐 2 階	12	新居浜市大生院215番地の1
元 船 木	46	簡 耐 2 階	48	新居浜市船木甲2990番地の3
泉 宮	47	中 耐 4 階	32	新居浜市泉宮町2番
桜 木	48	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番
南 小 松 原	48	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町7番
南 小 松 原	49	中 耐 4 階	40	新居浜市南小松原町7番
瀬 戸	49	中 耐 4 階	16	新居浜市瀬戸町7番
南 小 松 原	50	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町7番
南 小 松 原	51	中 耐 4 階	40	新居浜市南小松原町9番
瀬 戸	51	中 耐 4 階	16	新居浜市瀬戸町7番
南 小 松 原	52	中 耐 4 階	56	新居浜市南小松原町9番
寿	52	中 耐 4 階	16	新居浜市寿町12番
松 原	53	中 耐 5 階	60	新居浜市松原町6番
松 原	54	中 耐 5 階	60	新居浜市松原町6番
大 島	54	簡 耐 2 階	4	新居浜市大島甲1463番地の1
			4	新居浜市大島甲1466番地の1地先
松 原	55	中 耐 5 階	35	新居浜市松原町5番
			25	新居浜市松原町6番

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
高 津	56	中 耐 3 階	36	新居浜市高津町 8番
瀬 戸 西	56	簡 耐 2 階	5	新居浜市瀬戸町 4番
大 島 東	56	簡 耐 2 階	5	新居浜市大島甲 13番地の 1
城 下	56	中 耐 5 階	35	新居浜市郷五丁目 6番
庄 内	57	簡 耐 2 階	10	新居浜市庄内町六丁目 9番
西 の 土 居	57	中 耐 3 階	11	新居浜市西の土居町二丁目 1番
滝 の 宮	57	簡 耐 2 階	7	新居浜市西の土居町二丁目 16番
新 田	57	中 耐 3 階	15	新居浜市新田町一丁目 6番
新 須 賀	58	中 耐 4 階	16	新居浜市新須賀町二丁目 9番
西 原	58	中 耐 5 階	20	新居浜市西原町二丁目 4番
新 田	58	中 耐 3 階	15	新居浜市新田町一丁目 6番
新 田 第 二	59	中 耐 5 階	30	新居浜市新田町一丁目 5番
新 須 賀	59	中 耐 4 階	32	新居浜市新須賀町二丁目 9番
新 田 第 二	60	中 耐 5 階	40	新居浜市新田町一丁目 5番
坂 井	60	中 耐 3 階	12	新居浜市坂井町三丁目 5番
北 新 町	61	中 耐 5 階	50	新居浜市北新町 3番
北 新 町	62	中 耐 5 階	95	新居浜市北新町 3番
北 新 町	63	中 耐 5 階	25	新居浜市北新町 3番
南 小 松 原	平成元	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町 9番
西 原	元	中 耐 3 階	12	新居浜市西原二丁目 4番
泉 宮 第 二	元	中 耐 4 階	20	新居浜市泉宮町 6番
南 小 松 原	2	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町 7番
横 山 南	3	中 耐 3 階	12	新居浜市中萩町 14番
横 山 北	3	中 耐 3 階	18	新居浜市中萩町 10番
治 良 丸	4	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生 2707番地の 1
横 山 南	4	中 耐 3 階	18	新居浜市中萩町 14番
治 良 丸	5	中 耐 3 階	30	新居浜市萩生 2707番地の 1
横 山 南	5	中 耐 3 階	36	新居浜市中萩町 14番
治 良 丸	平成 7	中 耐 3 階	24	新居浜市萩生 2653番地の 1
			18	新居浜市萩生 2651番地の 1
治 良 丸	8	中 耐 3 階	24	新居浜市萩生 2715番地の 3
治 良 丸	9	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生 2691番地
治 良 丸	11	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生 2730番地の 1
南 小 松 原	26	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町 9番
治 良 丸 南	29	中 耐 3 階	29	新居浜市萩生 2833番地の 1
治 良 丸 南	30	中 耐 3 階	29	新居浜市萩生 2833番地の 1
東 田	令和 4	高 耐 6 階	64	新居浜市東田二丁目甲 1505番地の 1
東 田	6	高 耐 8 階	86	新居浜市東田二丁目甲 1505番地の 1

(2) 改良住宅

(R 8. 4. 1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
桜 木	昭和45	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
桜 木	46	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
南 小 松 原	47	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町7番	7,700
桜 木	47	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
東 雲	47	中 耐 4 階	24	新居浜市東雲町三丁目7番	1,300
南 小 松 原	48	中 耐 4 階	32	新居浜市南小松原町9番	7,700
南 小 松 原	49	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町9番	9,000

(3) その他の市営住宅

(R 8. 4. 1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
新 須 賀 共 同	昭和25	木 造 平 家	1	新居浜市新須賀町四丁目3番	350
			1		400
保 土 野	平成 7	木 造 平 家	1	新居浜市別子山甲339番地の1	1,200

(4) 活性化推進住宅

(R 8. 4. 1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
草 原	昭和31	木 造 平 家	1	新居浜市別子山乙240番地の2	4,000
肉 渕	平成 4	木 造 2 階	1	新居浜市別子山甲290番地の2	20,000
肉 渕	5	耐 火 2 階	4	新居浜市別子山甲303番地	16,000
			2		18,000
瓜 生 野	11	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲140番地の2	18,000
瓜 生 野 第 2	21	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲139番地の2	16,000

(5) 収容施設

城下寮

本施設は、住宅に困っているものを収容し、保護するための収容施設で、昭和34年に設置、昭和56年度、57年度の2カ年で改築した。

所 在 地 東雲町三丁目2番13号

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

敷 地 面 積 2,257.82㎡

建 物 面 積 546.92㎡

建 設 費 8,470万円

完成年月日 昭和57年11月29日

収 容 定 数 26世帯

6 用地

用地取得補償及び登記状況

(令和7年度)

事業別	契約件数 (件)	用地取得面積 (㎡)	用地取得費 (円)	物件等補償費 (円)	所有権移転登記件数 (筆)
道路事業	5	660.24	7,880,801	47,192,738	7
都市計画街路事業	12	1,322.94	34,507,479	91,266,356	11
その他の事業	0	0.00	0	0	0
計	17	1,983.18	42,388,280	138,459,094	18

7 国道11号新居浜バイパス

国道11号は、徳島市を起点とし高松市を経て松山市に至る幹線道路で、四国の瀬戸内圏の文化・工業・経済最重要路線であるが、新居浜市内における交通量は1日3万台を超える地点もある状況で、慢性的な交通混雑をきたしている。

こうした慢性的な交通混雑を緩和するため、昭和60年8月に船木から大生院までの延長9.3km区間で新居浜バイパスが都市計画決定された。

当バイパスは平成2年度に東田地区から西喜光地町地区において工事着手、平成20年3月までに東田地区から西喜光地町地区間の延長2.4kmが供用開始。その後、平成24年2月に本郷地区から萩生地区間の延長2.0kmが暫定2車線で供用開始、平成30年12月に萩生地区から大生院地区間の延長1.5kmが4車線化で供用開始、令和6年4月27日に西喜光地町地区から本郷地区間の延長1.1kmが暫定2車線で供用開始され、国道11号の交通混雑の緩和及び安心・安全な道づくりの確保が図られた。

現在は、早期全線開通に向けて、残りの船木地区から東田地区間の延長2.3kmについて事業が進められている。

8 地籍調査

(1) 事業目的

土地行政の基礎として、土地に関する実態を正確に把握し、貴重な財産である土地の正しい位置、境界、地番、地目、面積等、地籍の明確化を図る。

(2) 対象地域

- ・対象面積 232.65 km²
- ・事業開始年度 旧新居浜地区 平成18年度
旧別子山地区 平成9年度

(3) 進捗状況

実施面積は、当該年度の一部と前年度の一部を合計した面積となる。

ア 旧新居浜地区

(R 8. 4. 1 現在)

年度	新規着手地区名	計画面積 (km ²)	実施面積 (km ²)	筆数 (筆)	
				調査前	調査後
平成18	坂ノ下の一部	0.08	0.08	172	219
20	高祖の一部	0.12	0.12	346	328
22	高祖の一部	0.20	0.15	532	586
23	治良丸の一部	0.28	0.27	771	626
24	治良丸・旦ノ上の一部、河ノ北の一部	0.75	0.63	1,150	911
25	旦ノ上・大生院の一部、河ノ北の一部	1.39	1.25	2,128	2,006
26	政枝町・高木町・滝の宮町・坂井町の一部	0.69	0.85	2,549	1,786
27	庄内町四・五・六丁目・高木町・坂井町の一部	0.55	0.58	2,133	1,647
28	庄内町二丁目・庄内町三丁目	0.40	0.44	1,578	1,203
29	大生院・東田・光明寺の一部	0.28	0.31	422	437
30	観音原の一部、船木坂ノ下・長野の一部	0.89	0.75	485	415
令和元	光明寺の一部	1.17	1.10	360	262
2	庄内町の一部・久保田町の一部	0.35	0.53	1,257	1,058
3	久保田町一丁目・久保田町二丁目	0.32	0.25	1,188	893
4	八雲町・泉宮町	0.39	0.47	1,152	725
5	一宮町一丁目・一宮町二丁目	0.30	0.17	878	579
6	田所町・繁本町・宮西町	0.40	0.52	1,073	757
7	徳常町・若水町一丁目・若水町二丁目	0.37	0.37	1,533	1,052
計		8.93	8.84	19,707	15,490

イ 旧別子山地区

(R 8. 4. 1 現在)

年度	新規着手地区名	計画面積 (km ²)	実施面積 (km ²)	筆数 (筆)	
				調査前	調査後
平成9～18	弟地・筏津の一部、瀬場・豊後、保土野の一部、谷内・床鍋・中藪・肉淵・芋野・小美野、成・竹ヶ市の一部、大本、大野・竹ヶ市の一部、横道の一部	9.68	9.49	1,855	1,277
19	谷・横道の一部	1.06	1.01	93	93
20	瓜生野の一部	0.83	0.88	134	168
21	瓜生野の一部・草原	1.02	0.98	79	92
22	瓜生野の一部	1.19	1.15	23	27
23	瓜生野の一部	0.53	0.68	77	82
24	瓜生野の一部	0.66	0.78	83	87
26	竹ヶ市の一部	0.57	0.57	29	18
28	弟地の一部	0.88	0.68	61	55
29	弟地・筏津・保土野の一部	4.47	4.67	10	10
令和元	保土野の一部	0.76	0.38	10	5
3	保土野の一部第2	3.54	3.21	4	4
4	芋野の一部	2.54	2.74	4	6
5	芋野の一部・成の一部	2.15	2.21	3	3
6	成の一部、竹ヶ市の一部・大野の一部	2.35	2.15	38	20
7	大野の一部、横道の一部・瓜生野の一部	5.10	4.58	20	29
計		37.33	36.16	2,523	1,976

(4) 事業費の推移(直近5年間)

(単位：千円)

年度	令和 3	4	5	6	7
総 事 業 費	48,535	80,940	50,217	94,981	120,177
うち 県 支 出 金	31,125	52,342.5	28,059	59,700	76,500

9 生活排水路及び河川

公共下水道事業計画外の排水路、排水管及び市管理普通河川の改良と維持補修を行い、住民の生活環境改善を図っている。

令和7年度実績

整備事業費 21,172千円

整備延長 88.6m

10 排水ポンプ場

(R8.4.1 現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積(ha)	ポンプ口径(mm)	台数(台)	原動機の種類	排水能力(m ³ /h)
惣 開	惣開町 3 番 25 号	40.0	350 700	1 2	水中モーター エンジン	8,418
王 子 川 (県 施 設)	新田町一丁目 4 番 28 号	114.1	1,200 500	2 1	エンジン 水中モーター	24,000
垣 生 北	垣生六丁目 6 番 31 号	54.2	500	1	水中モーター	2,400
多 喜 浜	多喜浜二丁目 16 番 7 号	104.0	700 900	1 1	モーター エンジン	9,480
白 浜	多喜浜四丁目 4 番 52 号	29.0	250 500 600	1 1 1	モーター 水中モーター エンジン	5,810
多 喜 浜 田 新	多喜浜三丁目 4 番 67 号	10.0	500 800	1 1	エンジン 水中モーター	7,200
黒 島	黒島二丁目 1 番 29 号	14.0	500	2	水中モーター	4,800
新 須 賀	新須賀町四丁目 15 番 34 号地先	0.7	300	1	水中モーター	828
磯 浦	磯浦町 7 番地先	9.0	150 500	1 1	水中モーター 水中モーター	2,730
中 須 賀	中須賀町一丁目 6 番地先	1.0	200 250	1 1	水中モーター 水中モーター	1,020
旧 江 の 口	松神子四丁目 2 番 32 号	5.0	500	1	水中モーター	2,400
南 白 浜	多喜浜四丁目 6 番 15 号地先	5.2	500	1	水中モーター	1,860
新 白 浜	多喜浜五丁目 3 番 91 号地先	40.0	500	1	水中モーター	2,400
切 抜	阿島二丁目 17 番 3 号地先	6.0	500	1	水中モーター	2,400
新 磯 浦	磯浦町 11 番 25 号	0.5	200	1	水中モーター	345
宮 西	宮西町 5 番 81 号地先	12.5	500 200	1 1	水中モーター 水中モーター	2,712
大 島	大島 192 番地先	4.9	300	1	水中モーター	780
久 保 田	一宮町二丁目 5 番 20 号地先	40.8	500	1	水中モーター	1,800
落 神	落神町 1 番 21 号地先	44.2	250	3	水中モーター	1,260
南 小 松 原	南小松原町 9 番地先	10.2	500	1	水中モーター	1,800
国 領	船木 4884 番地の 1 地先	1.5	250	2	水中モーター	828
磯 浦 西	磯浦町 16 番 7 号	33.1	350	2	水中モーター	1,800
東 田	東田二丁目 1773-10 地先	1.2	200	2	水中モーター	600
松 神 子 第 2	松神子一丁目 5 番 14 号地先	4.0	300	3	水中モーター	2,106
大 島 第 2	大島 232 番地先	4.7	300	2	水中モーター	1,152
一 宮	一宮町二丁目 4 番 8 号地先	5.9	350	2	水中モーター	1,956

11 土 地 改 良

本市の土地改良事業の基本方針は、土地条件の整備と水利施設の体系的な改善であり、これに基づいて次のとおり事業を実施した。

(1) 農道の整備

農業の近代化と生産流通の合理化を図り、農村環境の改善に資するため農道改良に努めた。

(2) 農業用かんがい排水施設の整備

農業用水の合理的利用と、維持管理費節減のため、用排水路の新設改良事業を維持し、水利の適正を図った。

(3) 防災重点農業用ため池の整備

決壊すれば、家屋、公共施設等への被害が大きい防災重点農業用ため池の改修及び廃止を推進し、安定した農業用水の確保及び下流域住民の生命・財産を守ることに努めた。

(4) 土地改良事業実績

(令和7年度)

区 分	種 別	件数	事 業 内 容 (数量)	受益面積 (ha)	事業費 (千円)
た め 池 等 整 備 事 業	ため池改修等	4	ため池 4箇所	8.5	50,847
	計	4		8.5	50,847
県 単 独 土地改良事業	水 路 改 修	1	L = 118.3m	35.0	8,200
	計	1		35.0	8,200
市 単 独 土地改良事業	水 路 改 修	18	L = 864.8m	59.0	50,810
	揚 水 機 改 修	6	揚水機 6箇所	18.1	8,176
	農 道 改 良	2	L = 42.8m	8.2	6,582
	ため池改修等	3	ため池 3箇所	4.4	4,370
	樋 門 等	2	樋門 2箇所	11.5	5,797
	そ の 他	2	登記業務 1件 維持管理計画図面作成 1件	—	2,005
	計	33		101.2	77,740
土地改良施設 適正化事業	水 路 補 修	4	L = 487.4m	9.4	12,000
	計	4		9.4	12,000
農業振興事業	水 路 改 修	1	L = 0.4m	0.1	200
	揚 水 機 改 修	1	揚水機 1箇所	4.4	400
	計	2		4.5	600
合 計		45			149,387